

法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含む。）がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十（昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十）に相当する金額に満たない場合においては、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。

所得税法第一条第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの第一項に規定する各年における所得税については、同法第二十六条第一項第一号及び第二号の規定は、これを適用しない。第一項各号に規定する者が所得税法第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条第一項から第三項までの規定により提出する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、同法の施行地外において支払を受ける給与所得の収入金額その他命令で定める事項を記載しなければならぬ。第五号から第五号の三までを次のように改める。第五号から第五号の三まで 削除 附則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 改正前の租税特別措置法第四条から第五号の三までの規定の適用を受けることができた者の昭和三十年分以前の所得税については、

なお従前の例による。 3 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき同法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に同法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき改正後の租税特別措置法第四條の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に政府に対し、更正の請求をすることが出来る。 4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同法第七項及び第八項、同法第三十二條第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二條第三項において準用する同法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日」とする。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案 閉鎖機関令の一部を改正する法律 律 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項第八号中「及び前号」を「第七号、第十号及び第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号の次に次の五号を加える。 八 閉鎖機関の理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で省令で定めるもの。 九 第二号に掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、省令で定めるものを除く。 十 閉鎖機関が、前二号に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その者に対して負うこれらの号に掲げる債務の額を限度とする。 十一 閉鎖機関又は第二号へに掲げる在外会社に対して有する本邦を履行地とする債権。 十二 前号に掲げる債権を有する閉鎖機関が、当該債権に係る債務者に対して負う債務。ただし、当該債権の額を限度とする。 第五条第一項中「理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）」を「役員」に改める。 第十一條の三第二項中「若しくは第六号に規定する債務又は」を「、

第六号、第八号、第九号若しくは第十二号に規定する債務。」に改め、「（当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く。）」の下に「又は第十号に規定する債権（閉鎖機関又は第二條第二項第二号へに掲げる在外会社で第九号に掲げる債務の債権者であるもの）に対する債権を除く。」を加える。 第十一條の四第一項中「第二條第二項第二号から第四号まで」の下に「、第八号又は第九号」を加える。 第十九條第一項中「（社債に係る債務を除く。）」及び「（社債の弁済及び）を削り、同條第二項中「もつて社債の弁済に充て、及び」を削り、同條第三項中「（社債の弁済及び）を削る。 第十九條の四第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。 第二十條第二項中「（社債に係る債務を除く。）」を削る。 附則第六項の次に次の四項を加える。 閉鎖機関である朝鮮銀行又は株式会社台湾銀行（以下朝鮮銀行等という。）は、その特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務については、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（第十九條第一項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において同項

に規定する政令で定める金額があるときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）をそれぞれ留保した後の財産の額に、朝鮮銀行法（明治四十四年法律第四十八号）第二十七條又は台湾銀行法（明治三十二年法律第三十八号）第二十条の二の規定により納付すべき納付金のこれらの規定に規定する利益金に対する割合を乗じて得た金額を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に納付しなければならない。 朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ、第十九條の規定による残余財産の処分、第十九條の三から第十九條の十九までの規定による株式会社の設立及び第二十条の規定による指定の解除をすることができない。 第七項の規定による納付金は、朝鮮銀行等に対し法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）附則第五條の規定により法人税を課する場合の清算所得又は特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十五條の規定により営業税を課する場合の清算純益の計算上、残余財産の価額に算入しない。 旧朝鮮食糧管理特別会計法（昭和十八年法律第九十一号）第五條の規定による証券又は旧台湾食糧管理特別会計法（昭和十四年法律第二十五号）第八條第一項の規定による一時借入金で朝鮮銀行等に対する負債となつているものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條の規定を

適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イの(四)中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号イに次のように加える。

- (四) から(四)までに掲げるものを除き、在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗(以下「在外店舗」という。が負う(四)又は(四)に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その債権の金額は、当該債務の金額を限度とする。
- (四) から(四)までに掲げるものを除き、主務大臣が指定し、又は特殊整理人が主務大臣の承認を受けた資産

第二条第一項第六号ロの(四)中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号ロの(四)を次のように改める。

- (四) から(四)までに掲げるものを除き、在外店舗がその役員又は従業員で本邦内に住所を

有する者に対して負う退職金その他の債務で主務省令で定めるもの

- (一) から(四)までに掲げるものを除き、在外店舗の専業又は財産から生じた債務のうち第五号イ又はロに掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、主務省令で定めるものを除く。

第八条第二項中「第二条第一項第六号ロの(四)又は(四)を「第二条第一項第六号ロの(四)又は(四)」に改める。
第十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産についても、前項各号(第四号を除く。)に規定する職務を行うことができる。

第十五条の三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号の(四)又は(四)に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

第十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。
第二十七条の二第一項中「預金等に係る債務」の下に「又は第二条第一項第六号ロの(四)若しくは(四)に掲げ

る債務」を加え、同条第二項中「第二条第一項第六号イの(一)及び(一)」を「第二条第一項第六号イの(一)、(一)及び(一)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

- 3 第二条第一項第六号イの(一)に掲げる債権又は同号ロの(四)若しくは(一)に掲げる債務で別表第二に換算率の定がない外債により表示されているものの金額は、当該外債の有した購買力等を勘案して主務大臣が定める換算率により換算した金額とする。
- 4 主務大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第二十八条第一項第九号及び第十号を次のように改める。
九 第二条第一項第六号ロの(四)に掲げる債務。ただし、当該債務の間における順位は、主務省令で定める。

十 第二条第一項第六号ロの(一)に掲げる債務(社債に係る債務を除く)。
第二十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの。
第二十八条の二を次のように改める。
(在外債務超過額の留保等)
第二十八条の二 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、在外店舗の専業又は財産から生じた債務(整理財産である負債を除く。)の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資

産(整理財産である資産を除く。)の総額をこえる場合には、その超過額に相当する金額を整理財産に属する資産のうちから留保した後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産に残余がある場合においても、残余財産の分配をすることができない。

第二十八条の五を第二十八条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。
(信託)
第二十八条の十二 特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を信託して、その債務を免かれることとができる。

第二十八条の四を第二十八条の十とし、第二十八条の三を第二十八条の九とし、第二十八条の二の次に次の六条を加える。
(管理人)
第二十八条の三 前条第一項の規定により留保した財産及び同条第二項に規定する残余の資産(以下「引当財産」という。)の管理は、主務大臣の選任する管理人が行う。

2 第十条第三項から第五項までの規定は、前項の管理人に準用する。
(引当財産の引継)
第二十八条の四 引当財産を有する在外会社の特殊整理人は、特殊整理の事務が終了したときは、遅滞なく、当該財産を管理人に引き継がなければならぬ。

(財産の管理)
第二十八条の五 管理人は、引当財産の管理に關し、当該引当財産を所有する在外会社を代理する一切の権限を有する。
2 管理人は、引当財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 主務大臣は、管理人が行う引当財産の管理に關する事務を監督する。
4 主務大臣は、管理人に対し、引当財産の管理に關する事務について必要な指示をすることができる。
5 管理人は、主務大臣の指示に基づいてした行為については、その責任に任じない。ただし、管理人に不正の行為があつた場合は、この限りでない。
(管理費用の負担)
第二十八条の六 引当財産の管理に必要な費用は、当該引当財産を所有する在外会社の負担とする。

2 管理人は、主務大臣の承認を受けて、その管理する引当財産から前項の費用を支弁するものとする。
(時効の特例)
第二十八条の七 引当財産に關しては、他の法令の規定にかかわらず、第二十八条の四の規定による引継の日から、別に法律で指定する日までは、その時効は、完成しないものとする。
(引当財産の処理)
第二十八条の八 前五条に定めるものを除くほか、引当財産の処理に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第三十一条第一項中「(第二十八
条の二に規定する場合においては、
同条の預託をしたとき)」を削る。

第三十四条の三を削る。

第三十六条第一項中「第二条第一
項第二号の二」の下に「及び第六号」
を加え、「第十五条の二、第二十八
条の四」を「第十二条、第十五条の
二、第二十七条の二、第二十八条の三、
第二十八条の五、第二十八条の六、
第二十八条の十」に、「第三十三
条及び第三十四条の三」並びに第三
十三條に改め、同条第二項中「第
二条第一項第五号の二」の下に「及
び第六号」を、「第七条」の下に「
第十五条の三」を加え、「及び第二
十八条」を「第二十八條第一項第
一号及び第九号並びに第二十八條の
十二」に改め、「第二十五条の規定
における主務省令は、法務省令、大
蔵省令とし、」を削る。

第四十二条第一項第二号中「第十
五条、第十五条の二」を「第十五条
から第十五条の三まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行の日において、
在外会社が債務(改正前の旧日本
占領地域に本店を有する会社の本
邦内にある財産の整理に関する政
令(以下「旧令」という。))第二
条第一項第六号ロの(四)に掲げる債務
を除く。の弁済のために供託して
いるときは、その特殊整理人(在
外会社の特殊整理が終了している
場合には、大蔵大臣の指定する
者。以下次項において同じ。)は、
債権者のために、供託金の還付を

請求することができる。

3 前項の規定により供託金の還付
を受けた特殊整理人は、大蔵省令
で定めるところにより、当該還付
を受けた財産を同項の債権者のた
めに信託し、又は債権者に交付し
なければならぬ。

4 この法律の施行の日において、
在外会社が旧令第二條第一項第六
号ロの(四)に掲げる債務の弁済のた
めに供託しているものがあるとき
は、第二條第一項第六号イに掲げ
る整理財産があるものとし、その
特殊整理人は、供託物の取戻しを
しなければならぬ。

5 この法律の施行の日において、
旧令第三十四條の三第一項の規定
により大蔵大臣が管理している整
理財産に属する資産又はこれを配
する書面があるときは、第二條第
一項第六号イに規定する整理財産
があるものとし、大蔵大臣は、当
該資産又は書面をその特殊整理人
に引き渡さなければならぬ。

6 この法律の施行の日において、
旧令第二十八條第一項第十一号又
は第十二号の規定により社債の弁
済又は残余財産の分配を行つてい
る在外会社は、この法律の施行に
より新たに整理財産となつた負債
があるときは、当該社債の弁済又
は残余財産の分配をした後におい
て、なお整理財産に属する資産に
残余がある場合に、その残余の資
産の範囲内で弁済すれば足りるも
のとする。

7 この法律の施行前に、旧令第二
十八條第一項第十一号又は第十二
号の規定により社債の弁済又は残

余財産の分配を完了した在外会社
について、整理財産に属すること
となる資産がその完了後生じてい
る場合において、この法律の施行
により新たに整理財産に属するこ
ととなる負債があるときは、当該
在外会社は、当該資産の範囲内で
当該債務を弁済すれば足りるもの
とする。

○山手政府委員 ただいま議題となり
ました租税特別措置法の一部を改正す
る法律案外二法律案について、提案の
理由を説明申し上げます。

最初に租税特別措置法の一部を改正
する法律案について申し上げます。こ
の法律案は、日本に住所を有しない
が、日本に一年以上居住している者、
すなわちいわゆる居住外国人の所得税
について従来設けられておりました特
別措置の適用期間が昨年末をもって満
了したに伴ひまして、その税負担の
急増を避けるために、暫定的な経過措
置を講じようとするものであります。

終戦後当分の間は、当時の連合軍
最高司令官の覚書によりまして、外国
人がドルやポンドのような円以外の通
貨で合法的に取得した所得につきまし
ては、所得税を課税することができな
いこととなつていたのでありますが、
昭和二十五年五月二十七日付の覚書に
より、それ以後は、このような外国人
の非円所得についても所得税を課税す
ることができるようになりました。そ
の際、いわゆる居住外国人につきまし
て、以下に申し述べような二つの特
別措置が講ぜられ、その税負担を軽減
することとされておりましたのであり
すなわち、特別措置の一つは、通常

半額課税の特例と呼ばれていたので
ありまして、指定重要産業を営む法人
が招聘した技術者、銀行保険等の特定
事業を営む法人の従業員、新制高校以
上の学校の教員、牧師等の給与所得に
つきまして、その収入の半額(最高三百
五十万円を非課税とし、また、弁護士
業、公認会計士業等の特定の事業を営
む個人の事業所得につきましても、そ
の半額、最高三百五十万円を非課税と
していただくものであります。

いま一つの特別措置は、国内払い課
税方式とも呼ぶべきものでありまし
て、居住外国人の給与所得または退職
所得につきましては、日本国内で支払
われた額と日本へ送金された額との合
計額のみについて所得税を課すること
とし、ただ、その額が日本における生
計費相当額に達しないときは、生計費
相当額に達するまで、海外払いの部分
をも課税対象に取り入れることとして
いたものであります。

以上申し述べました二つの特別措置
は、いずれも昭和三十年末をもってそ
の適用期間が満了したのであります
が、この際何らの措置を講じないま
まにしておきますと、居住外国人の税
負担は一挙に急増することとなりま
すので、暫定的に経過措置を設け、経過
措置の満了を待って本来の課税に復す
ることが最も適当であると考へまし
て、今回この法律案を提出した次第で
あります。

すなわち、第一に、従来の国内払い
課税方式という特別措置は、居住外国
人の給与所得及び退職所得の全部につ
いて適用されてきたのであります。が、
今回、その適用対象を、居住外国人が
支払いを受ける給与所得のうち、日本
経済の健全な発展に資する事業として
大蔵大臣の指定するものを営む法人等
から支払いを受けるもの、大蔵大臣の
指定する国際文化団体などから支払い
を受けるもの、新制高校以上の学校の
教員として、あるいは牧師として支払
いを受けるもの等、日本の経済文化の
向上に役立つと思われる特定のものに
限定することとしたのであります。

第二に、昭和三十一年以降におきま
しては、このような給与のうち国内払
い額と送金額との合計額が、その給与
に一定の割合を乗じて得た金額に満
たないときには、その一定割合を乗じ
て得た金額によって課税を行うことと
し、この割合は、昭和三十一年におい
ては百分の六十、昭和三十三年におい
ては百分の七十、昭和三十四年におい
ては百分の八十、昭和三十五年におい
ては百分の九十というように漸増するこ
とをいたしまして、昭和三十六年以降
は本来の課税に復することとしている
のであります。

次に、閉鎖機関令の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由
を御説明申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、
昭和二十年九月以来、鋭意その処理を
進め、当初千八百八に上つた閉鎖機関
のうち、現在までに千五百五機関が特

殊清算の結了をみるに至ったのであります。従来、閉鎖機関の特殊清算は、その本邦内にある財産について行われ、在外店舗にかかる債権債務は特殊清算の範囲外とされておりましたのを、さきに第十九回国会で閉鎖機関令の一部が改正され、それまで未処理のままとなっていた未払い送金為替及び外地球金にかかる債務を弁済する道が開かれたのであります。今回さらに、在外債務のうち外地球債員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、特に閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましても、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみまして、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機関の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上げます。まず第一に、閉鎖機関は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地球債員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましても、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いをし得ることいたしました。第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましても、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額を引当留保した後の残存資産の中から、朝鮮銀行及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を国内に納付せしめた後において、

新会社の設立等残余財産の処分を認めることとしたのであります。最後に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の管理に關する政令の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましても、従来、その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参りまして、約千二百五十社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが、六百二十社、整理完了したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社となっております。在外会社の在外店舗にかかる債権債務は特殊整理の対象外とされておりましたのを、さきに第十九回国会での政令の一部が改正され、それまで未処理のままとなっていた未払い送金為替及び外地球債金にかかる債務を支払う道が開かれたのであります。今回さらに、在外債務のうち外地球債員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、閉鎖機関令の規定に準じて、在外負債超過額に対する引当財産の留保及びその管理に關する規定を設ける等、在外会社の整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、特殊整理人は、特に必要がある場合には、大蔵大臣の承認を得て、在外財産の管理、処分等をなし得ることとしたのであります。

第三に、在外会社は、その在外店舗にかかる負債の総額が、資産の総額をこえる場合、その超過額を整理財産の負債として処理しておりますのを改めて、超過額に相当する額を国内財産のうちから引当財産として留保せしめることとし、当該引当財産の管理について所要の規定を設けました。また、在外資産負債が不明な場合には、国内負債を弁済後国内資産に残余があるときは、日本銀行に預託することとなつておりますのを改めまして、さきの引当財産の管理に準じて管理せしめることとしたのであります。

第四に、在外会社の負債の弁済及び残余財産の処分について、供託による履行のほか、信託によつても債務を免れることができることとしたのであります。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきましても、提案の理由と内容の概略を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。これら三法案のうち、閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部を改正する法律案に対する質疑は、後日に譲ることとし、引続き租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案外税関係四法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 本論に入ります前に、ちよつと主務局長にお伺いいたします。この間もちよつと質問したのでありますけれども、勤勞所得税が国税で下る。それでも、勤勞所得税が国税で下る。それで、市町村民税の収入が自動的に減るといふわけで、全国各地で、本年は市町村税を少し上げるといふ事態が起つて、それが各地方でトラブルになつておるわけでありまして、ことし再びここに、大蔵委員会に七月から勤勞所得の特別控除を上げて税金を減らすといふことが出たおるわけですが、これが必然的にまた来年地方税の減収となつて参るわけですね。このことを、それが正しいのだ、そういうふうな減収になるのを引き上げるという地方における結果はやむを得ないのだというように、あなたはお考えになつておられるのであるかどうか。政府の勤勞所得税軽減に對して一般勤勞者が期待しておられますものは、国税と地方税との区別は考えておらないのであります。両方とも下る、あるいは片一方が下つても片一方は上らない、それを常識として考えておるわけでありまして、政府の施策と勤勞者との間に非常なずれが起つて、各地方で今市町村民税に対する増税反対の運動がずつと出たおるのであります。このうらみ点についてどういふふうにお考えになつておられるのか、勤勞所得税を減税する立場から一つ御答弁を願いたいと思ひます。

○渡邊政府委員 昨年所得税の一般的な減税をいたしました機会におきまして、オン・ジョン・ワンの市町村民税の率を引き上げましたのは、前会も御答弁申し上げましたように、地方財政が非常に苦しいのでございまして、普通率を直しませんければ、国税が軽減されれば市町村民税が軽減される。そうなりますと、市町村の財源が足りなくなりまして、市町村民税については、所得税が軽減される前の額程度を負担していただきたい、こういうふうな考え方に基きまして、市町村民税をふやすよりも減らさないといつたような立場に基きまして、従つて所得税が軽減されるだけ率の上からいいますと引き上げの結果になるわけでございますが、そういう改定をしていただいたわけでございます。今度の給与所得控除の引き上げ、これは一般的な減税と違ひまして、いわば所得バランス、各種の所得負担のバランスをとらう、こういう考え方で出ておりますので、この分につきましては、あるいは勤勞者の市町村民税だけを従来通り据え置くとか、あるいは一般的にはほかの方の人まで及ぼすとすれば、他の所得者の場合はむしろ増税といつたようなことになるといふこともございまして、今度の措置につきましても、昨年の措置とたいさぶ事情が違ひますので、オン・ジョン・ワンの率を上げるような方法で動かすといつたようなことは、今度の場合は全然考えておりません。

○横山委員 そうしますと、今度この大蔵委員会に出ておられます二〇%にするといふ考えの骨子は、オン・ジョン・ワンを動かして、今年の増収と同じような額を確保する、こういう考えはない

ということでありませうか。

○渡邊政府委員 自然増収とかいろいろの問題が別にござりますが、一応昨年と本年の所得税の税額が全然同じだということを考えて、同時に今度の減税によってそれだけマイナスが出るということも考えた場合、市町村民税の減収によって市町村の財源はそれだけ少くなりませうから、他の方途によりましてそれは補填するといふふうには、一応財政計画も考えまして、その分だけ市町村民税が減らないように特別な法律改正をお願いするといふことは考えていない、こういうこととござります。

○横山委員 私の聞いているのは、たとえば二〇%の法律が通りますと、来年減るわけですね。三十二年に自動的に減るのを、市町村民税のオブション・ワンの税率を上げてカバーするといふ気持はない、ほかの方で補填する。——わかりました。議論はまだ少し残っておりますが、それだけ何って、この間の続きに移ることにいたします。

私が地方税についていろいろと御質問をいたしますのは、本来からいいますと、本法案は、地方行政委員会の所管に属するものでありますから、いささかいかがかとは思われるのでありますが、根本的に税制のあり方の点が第一点。それから第二点は、当委員会の所管に属しますガソリン税について、昨年の当委員会の結論から言うならば、このような必要はない。このような観点から出ておるのでありますから、このように御理解を願って御答弁をいただきたいと思いますのであります。先般の当委員会において、財源の問題につ

いてはいささか触れたわけでありませうが、どうしてもこの税金を取らなければ道路財源はないのであるかどうかというところが第一の問題であります。

それから第二番目の問題は、これが目的税という建前において臨時税制調査会が答申したのではないというところ、これは答申においても明瞭なる問題であります。その第一点と第二点との矛盾を内蔵しておるといふ点であります。昭和二十九年九月に道路整備五カ年計画が設定されたその際に、閣議の了解事項として、本道路整備五カ年計画中、地方負担の増加を来たす部分については所要の財源措置を講ずる、そうして地方負担が増加しないようにと閣議は決定をし、同五カ年計画においては、揮発油の税収が千四百三億に對し、約二割の二百八十億を一般財源から繰り入れることを見込み、そういう想定のもとに委員会は了解して五カ年計画が推進されておるのであります。今年揮発油税の収入は三百七億見込んでおられるわけでありませう。ところが一般財源から道路に入っていくのは、私の承知しているところでは〇・八億、八千八百万円、当時の閣議了解事項の二割一般財源から繰り入れるという想定に對して、実に三分の一になつておられるわけでありませう。このことは、当時道路整備五カ年計画を推進するに當つて立てて参りました構想がすぐでにくずれて、目的税は、私が累次申しておりますように、創設いたしますと、それがよくよくふえるばかりであつて、一般財源から繰り入れるといふことはだんだんなくなつてしまつて、目的税一本で道路を直すという結果になる。従つて目的税をふやして、ガ

ソリン税なり軽油税をふやしていつても、ふえた部分に相当するだけ道路はよくならない。こういう結果をもたらしているのは、私どもは痛切に感じておられるわけでありませう。税を徴収いたしますときには、道路が悪いのだから、あなた方が道路を使うのだから税を出しなさいといつておられます。実際の問題として、増加した部分だけ道路はよくなる。従つてその部分は何に使われるものか。一般財源から繰り入れられるものが少なくなつていくという格好になり、ひいてはこれが、先般主税局長が言いましたように、間接的に一般財源の補填をする結果になる、こういう言葉を裏書きしておられるわけでありませう。もししかりといはしますならば、答申にありませうに、地方財政の赤字を補填するためにこの軽油税を創設するのだといふ本論に近づくことに相なると思ひます。それならば、それで答申通りに一般財源がどうしても足りないといふことであるならば、なせすなほにそういうふうにはやらないかと、私は答申の立場に立てば考へるわけでありませう。その意味では、今回のこの措置は実にごまかしである。歴史的な道路整備五カ年計画の基本方針がごまかしで税金を取る結果になつておられる。道路はそれほどよくなつていない。という点について、関係者の痛恨や方ないところがあるのです。この点について奥野さんの御答弁をまず伺いたしたいと思います。

○奥野政府委員 最初に、なぜ地方財源の不足を補うために軽油に財源を求めたかという御質問であります。地方財政は、御承知のように非常に窮乏いたしております。しかし一般的な増

税といふことは、今日の国民の租税負担から考えました場合には非常に無理だと思つております。そこで、一つには非課税規定を整備しながら増収をはかる。もう一つは、受益者負担の制度を拡張していきたい。こういう見地から今回税制改正を考えたわけでありませうが、その意味で第二の受益者負担を拡張する、こういう見地で揮発油税との関連を考慮しながら、新たに軽油引取税を設けたい、かように考えたわけでありませう。

第二の目的税に関する問題であります。私どもは臨時税制調査会の答申に至りますまでの議論を拝聴いたしておりました。目的税にして悪いのだ、こういうことはむしろなかつたのでありませう。どちらかといへば、自動車の使ひ軽油に局限する、こういう方向に最終答申の段階においてきまつたものでありますから、目的税にするといふことははっきり出ておりませうけれども、議論の過程から言へば、むしろ目的税が予想されておつたのではないだろうかといふふうには存じております。

しかし答申はいかがなものでありませう。主として自動車の使ひ軽油に限定の参りますならば、なるだけそれらの人たちに利益を還元していくようなやり方、言いかえれば財源は全部道路に充てまして、自動車の負担が道路がよくなつた結果から軽減される、こういう方向に持つていった方が理解が得られやすい、協力が得られやすいのではないかと、いろいろ存じて参つたわけでありませう。五カ年計画との関連においていろいろ御議論があつたわけでありませうが、私どもは、これは大蔵省の問題でありますので、ただ個

人的な見解としてお聞き取りいただきたいのでありますけれども、事業分量を達成するところにねらいがあるのであつて、またそれを達成するために、揮発油税だけでは不足だから、一般財源からある程度繰り入れなければならぬ。しかし特定財源がふえてくれば、全体として財源が確保されればよろしいのではないかと、こういう考え方が立つと思つております。私は、実はあの閣議決定はそういうふうには了解しておつたのであります。この点につきましては、大蔵省なり建設省なり、そういうところからお答えいただければよろしいだらう、と思ひます。

地方財政の面でお申上げますと、きょうお手元にお配りいたしましたように、三十一年度の計画をとつて参りますと、地方道府県と五大市で行います道路事業費の総額は四百九十四億であります。これに對して、そのために国から支出されます額が二百八十四億でありませう。差引道府県と五大市の負担に属しますものが二百二十八億であります。これに對しては、財源として、特定のもの地方道路譲与税として七十四億、揮発油引取税として二十四億、差引なお九十八億は一般財源から持ち出していかなければならぬわけでありませう。反面また軽油引取税が、あるいはその他の道路の特定の財源がなお増額いたしまして、一般財源の持ち出しが非常に苦しい状態になつておられますので、肩がわりするなり、あるいは積極的にそれをふやして道路を充実するなり、そういう必要がそれらの数字からもうかがわれるのではないかと、かように考えておられるわけでありませう。

○奥野政府委員 自衛隊に限りませ

ず、それ以外の国の施設が地方団体の施設に対して経常的な損傷を与える、そういう問題も実はたくさんあるだろうと思ひます。従ひまして、自衛隊その他国の施設が地方団体にある程度の負担を間接的に負わせる。そういう問題があつて、また国は地方団体の財源不足額を地方交付税あるいは国庫補助負担金というよりな形で莫大なものを支出しているのではないか、こういうことも言えると思ひます。しかし直接の関連におきましては、横山さんが御疑問になられる通りだと思ひます。従つてまた自衛隊が、あるいは地方団体が道路工事をやる、あるいは橋梁工事をやる、そういう場合に、地方団体からの要請に応じて相当多数の人員を出動させておられます。自衛隊の訓練というよりな名目のもとに、地方団体の工事に対して協力してやる面もずいぶん多いのであります。直接的な結びつきはございませんが、そういうふうに関接的には自衛隊も地方団体に密接に力を貸している面もあるわけでありませう。

○横山委員 そういうことを言われる

のは、実にもつてのほかであります。目的税だというならば、道路をこわす度合いが多いというならば、あなたは自動車には税金をかける、自動車の税金をかけるというが、そして道路をこわす度合いが多いというならば、特車にもつと税金をかけるのは当りまえのことじゃありませんか。何です、あなたは今まことにばかばかしいことを言つた。それは、市町村の土木事業に自衛隊が協力しているというのです、あなたは実態を見たことがありませ

すか。なるほどそれは安いですよ、安いのだけれども、最近土木事業をやつておる自衛隊に対して非難ごうごうたるものがある、なぜかという、毎日飲めや歌えの大騒ぎです。私の知つておる岐阜県で、四十数日自衛隊がおつて、二十日間も飲めや歌えの大騒ぎをやつておる。そして婦人会に洗濯物をやらせる、婦人会はそれに対してやるよと言ひました。けれども、どつちが先に言ひ出したかといつたら、よごれて困る、よごれて困るということを感じに自衛隊の幹部が言う、それで洗濯物をやらざるを得なくなつたというのであります。さらに退屈で困る、退屈で困るということも言ひ出した。そこで、今度は町内会で雑誌の寄附というのであります。まさに少し金は安いかれども、その接待費たるものは莫大なものだといふことは、岐阜県でしかり、愛知県でしかり、さすがに本家の豊川ではうるさいからやつておられません。あなたの聞いたようなことを言つて、自衛隊が協力していると言つたつて、自衛隊が下で何をしているかわかりません。これはもつてのほかです。ですから、自衛隊が道路に対する税金を出さぬといふのは、道路をこわすのは自動車である、その自動車の中でも、特にガソリン車よりも自衛隊の方がこわすというならば、こわす度合いの多いのは自衛隊の特車です。自衛隊のガソリン税をもつととりなさい。

○奥野政府委員 自衛隊の出動につき

ましていろいろお教えをいただきまして、ありがとうございます。自衛隊出動の場合にも、地方団体が要請することになつておるものですから、地方団体が好んでやるのだらうと思ひます。

そういう弊害の問題につきましても、われわれもいたしましてもよく研究して善処していかなければならないと思ひます。なお自衛隊も国でございませうので、国の持つております自動車に對しましては自動車税を課さないことにいたしました。おるわけでありませう。しかし、今回設けます軽油引取税につきましても、自衛隊の使います軽油でございませう。引取税は課することはいいたしておるわけでありませう。そういう意味においては、新たな負担を国においてするんだといふことにはなつて参るわけでありませう。

○横山委員 ちょっと聞き漏らしまし

たが、何が自衛隊にはかかつていないといふのですか。

○奥野政府委員 国の持つております自動車に對しましては、自動車税が課されてないわけでありませう。従ひまして、自衛隊の持つております大型のトラックにつきましても、自動車税は課されてない、そういうふうな国と地方団体の関係におきます課税関係になつておるんだ、こういう意味で申し上げておるわけでありませう。しかし軽油につきましても、そういう場合にいたしておるわけでは、自衛隊の使います軽油引取税が課されることになつた。新しい軽油引取税が課されることになりました。こういうことでありませう。

○横山委員 ますます聞き捨てならぬ

ことだと私は思ひます。自衛隊がどんどんふえて、自衛隊論争は当委員会のあまり関係したことでないにしても、道路をこわす一番重畳物である自衛隊に自動車税がかかつておらずに、そして道路がもしこれによつてこわれたら、府県と相談をする、協定

が成立するといふようなばかかなこと、は、全く私はあり得ないと思ひます。この際一自治庁は、これだけやかましい軽油税に對して、自衛隊から自動車税をとりなさいよ。同時に、こわれたらでなくして、こわれる率を見はからつて、年間にこれだけ道路費を出せと自衛隊に主張しなさいよ。これは当然のことです。あなたの話からいつても、あなたは腹の中ではそれは当然だと思つておる。そういうふうな話なんです。やりなさいよ。どう

○奥野政府委員 御意見はよく将来検

討して参りたいと思ひます。

○横山委員 それでは、この点についても自治庁の今後の方向を嚴重に私どもは監視をいたしたいと思ひます。今一番問題になつておる軽油税で、しかも政府が増税はしないといふだけ固い約束をしながら、これが間接税だといふながら、重畳は、業者に対して直接にかかつて、転嫁ができないものだ。この唯一の増税について、これだけ世間から、業界から、あるいはその傘下からこれはやめてくれといつておるときに、たまたま出ましたのがこの自衛隊の道路破損問題です。どうして自衛隊の自動車税はとつていないのか。道路がこわれたらそのときに見つけたら、どういふばかばかしい話といふものはあるものじゃありません。従つて、この点については早急に何らかの措置をとつてもらいたい。一つ当委員

の数字と意見を提出を願ひたい。それから今度道路公団に政府の投資が二十億、揮発油税から財源を充当するものであります。一体何のためにこういうことをするのでありませうか。ただでさえ道路の予算がないといつておる。道路といふものは本来無償道路だ、それが通つてもいい道路だ。有償道路といふのはこれは特別の制度であつて、道路整備費の財源不足を補填し、なるべくすみやかに道路整備の突をあげたいための便法にほかならないのであります。従つてこういう公団を作つて有料道路を作り、そこで金をとるなら、そこだけでなぜやらせませんか。この点について大蔵省の意見をます伺ひたい。

○原政府委員 今般いろいろな観点か

ら考へまして、有料道路を相当大規模にやつていこうといふのは、従来のガソリン税を充當いたします道路整備五カ年計画と並んで、実は一部は實質的にはダブるものがあるわけでありませう。並んでやつて参らうといふ考え方をとつたわけでありませう。その際有料道路のスケール等から考へて、いろいろその資金源を心配いたしましたわけでありませう。もちろんいわけゆる民間資金の投資ということにも相当力を注ぐ。しかしながら、やはり財政資金というものを預金部から、あるいは一般会計からある程度つぎ込まなくちゃいかぬだらう。これは道路公団といふもののスタートにおいて、どういふ種類の資金をどの程度といふいろいろなさじかげんがあると思ひますが、そういうふうには直接一般会計から、あるいは預金部から出す金が要るだらうといふことを考へたわけでありませう。そこで一

般会計から出します分については、おっしゃる通り、ガソリン税収の外からという考え方もないわけではありませんが、何分一般会計の中が非常に苦しい事柄でありますし、それにたいま申したように、有料道路の整備によって実質上道路整備五カ年計画が促進されるという面があるわけでありまして、そういうようなことから、一般会計からも交付金二十億を出すというようにいたしたわけでありまして。

○横山委員 これによって五カ年計画が推進されるといふ議論は当りませぬ。なぜならば、道路財源がない、だから苦勞をしているときに、この二十億を有料道路に回せることによって正常な道路整備をおくらせる結果になるのです。あなたの議論は、この二十億を有料道路に向ければ正常な道路整備五カ年計画が推進されるというのだが、こういう議論はどこから出てきますか。このガソリン税なりあるいは地方道路税によって五カ年計画が推進されていくものを、二十億削って有料道路に向けて、五カ年計画が推進されるという議論は納得できません。

ついでに、先ほど一つ質問したのですが、あなたがお見えにならなかつたのでお伺いいたします。道路整備五カ年計画の中で、最初二十九年のときに千四百億揮発油税からとる。その際に二百八十億、二割は一般財源から府県に振り向ける、こういうことで各方面が納得したのです。ところが本年揮発油税三百七億に対してわずか〇・八八億ですか、数字ははつきりわかりませんが、非常な激減であります。目的税を創設するに従って、だんだん一般財源からの繰り入れがなくなつちやう

た。だから目的税を創設したほど道路はよくなつておらぬ、こういうことがけんけんごうごうたる非難の聲です。この二つについて御答弁を願います。

○原政府委員 最初の点であります。二十億の交付金の問題は、やはり道路公団というものを作りまして場合に、全部借金だけでやれというものは、御存じの通り、道路公団のやりま道路に経済性と申しますか、償還性と申しますか、あらゆるニエンスがあるわけでありまして。償還能力の非常にあるところと、それからそうでないところとあるわけでありまして。そういうようなことも考へて、公団の資金的、財政的な基礎をきちんとしてやるといふつもりで、何か出資的な金を出してやりたいと考へたわけでありまして、その財源が、一般財源がなかなか苦しいところから、このガソリン税財源から二十億を交付金として出すというようにいたしたわけでありまして。やはり非常に突っ込んだ考へでは、道路全部についてすべて受益があるからというようなことから、有料制というものを全部というてはいけませんけれども、相当有料制のとり得る範囲というものは、だんだんとニエンスによつて全部が全部というわけには参りませんが、道路公団のやるものだけで有料制が切れてしまつたということはない。ということ、道路公団のやる道路の中に、やはり道路整備五カ年計画のねらつておられるところがあり得るわけでありまして。そういう意味で、両面からこれを出すとということなんで、ぜひ御了承をお願いしたいと思つて、それから、次に道路整備につきまし

て、ガソリン税のほか一般財源を出すという話が行われてないというお話は、まことにおっしゃる通りで、おっしゃられて私どもも非常に心苦しく思つておる。あの計画を立てましたときに、極力一般財源を出さうに、できるだけ出さうしようということに始つたのでありますが、これは一に全体の財源が苦しい、今回も一般会計の総額が四百億くらいふえ、その上にあると減があつて、新規にいろいろなことができておる余裕が一応六、七億考へられたわけでありまして、七億考へられたわけでありまして、残念ながらそれが、あるいは地方財政の交付税なり、あるいは軍人恩給の法律により、あるいは御承認願ひました条約によつてどうしてもかかるといふようなことになつて、ほとんど新規につけ得る余地がなくなつた。これは累年そういうことが繰り返されておるわけでありまして。おっしゃるお気持はよくわかるのでございまして、どうにもならないところなんでもございまして、一つごかんべん願ひたいと思つておる。

○横山委員 要らぬところに金を使うから、そういうことになるのです。要らぬところに金を使つて、自衛隊は道路をこわす。自衛隊にどんどん金をやつて、その金をやつた自衛隊は道路の修理工を出さない。修理工を出さないから、また軽油税で相殺する、こういうことになつておるのじゃありませんか。今のお話については、根本的にその見解を異にいたしますけれども、時間がございませぬから、次の質問に移ります。

○奥野政府委員 罰則は、一種の例文的な規定でありまして、あらゆる租税法にこういう規定が入つておる。憲法のいう黙秘権は刑事事件に関することを規定したものであつて、こういう租税法についての問題では、租税法の秩序を保つていきたいと思います。もつと容認されて参つてきておるわけでありまして。もつと容認されて参つてきておるわけでありまして。もつと容認されて参つてきておるわけでありまして。もつと容認されて参つてきておるわけでありまして。

内容につき、ちよつと時間を拝借いたします。この軽油引取税については、私がこの前申し上げたように、切符の横流れとか、あるいは免稅軽油の横流れが横行して罪人を作るであろうと私は予測いたしておるわけでありまして、その予測があなたの方でも同様だと見えて、まことに手きびしい罰が各条にわたつて徹底的に作られておるわけでありまして。たとへば七百条の二十六を見ますと、「軽油引取税に係る自治庁職員の検査拒否等に関する罪」として五万円以下の罰金だ。しかもその三号に「前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者」には五万円の罰金だ、こういうこと。自治庁の職員が行つて黙つたら、お前は五万円の罰金だ、こういうのですよ。憲法の三十八条だつて「何人も、自己に不利な供述を強要されない」となつておるのですよ。この黙つておつたら五万円の罰金だ、というのは、どこから出てくるのですか。これをちよつと説明して下さい。

○奥野政府委員 自治庁職員が質問をする権限を法律で認めております場合には、それが守られないときには真つた規定が要るのだ、これがこういう規定になつておるのだと思つておるわけでありまして。そういう意味でこの規定があるのであつて、實際問題としては、こういうような規定を動かさなくてはならないような事柄は予想していません。

○横山委員 おしやつんばはどうするのだというこちらの意見ですが、憲法の三十八条の「何人も、自己に不利な供述を強要されない」といふこと

ことも実は聞いていないわけでありまして。一応秩序を保つためにこういう規定を置かざるを得ないのじゃないか。それがまたいろいろな租税法に設けられておる規定でもあるのだ、かようにお答へいたしたいのであります。

○横山委員 そんなばかな理屈はない。あなたは例文的な規定だから、こんなものはないだらうと言つけれども、これはどてんやわんやの大騒ぎをしておる税金について——税金を納める方は一生懸命ですよ。税務署が来た、自治庁の職員が来た、それ何しに来たと思つてびくびくしている。そのびくびくしている者に対して、あなた黙つておると七百条の二十六で五万円の罰金ですよ、五万円ですよと言つたてい

いじゃありませんか。あなたの方はやらないのですか。やらないとこで替

行しないと言つて下さい。

は普通の権利です。かりにこういう規定が今まで方々にあったところで、この七百条の二十六はこれから実行されるのでありますから、これがあつてもいいという議論は成り立たぬのであります。あなたがそんなことを言つても、実際はないのだと言つたつて、おしやつんばはどうなるのだという意見もあるわけでありまして、こういうわけにあげたことまでして、こういうわけにあげた条文を作つて軽油税を取り立てるといふことが、私にはどうしても納得できぬのであります。しかも今度は七百条の二十一と、最近問題になつています遊興飲食税法の百二十二条の二を比較してごらん下さい。七百条の二十一では、担保を提供したときには二ヵ月以内の期限を限つて徴収を猶予すると書いてある。遊興飲食税法百二十二条の二では、全部または一部を納入することができないと認める場合には、担保は要らぬらしいのであります。今問題の官給領収証問題について、この間市町村税課長ですか、自民党が何と言おつと官給領収証は強行いたしますといふおそるべき答弁をい たしました。そうしてこの法文には、そのかわり担保は要りません、三ヵ月も待つてあげます、こうある。片方の軽油引取税では、担保を出さなくては二ヵ月待つてやらぬ、こういつているのであります。一体、どういふふうなこの二つの条文を理解したらいいのです。それほど軽油引取税は手きびしく取らなければならぬのですか、いかがなのでしょう。

○奥野政府委員 軽油引取税の中には、担保を提供すれば当然徴収を猶予するのだといつておられます。税務当局が徴収猶予をしないわけには参らないのであります。遊興飲食税の場合には、領収証制度を励行すれば、売掛金が明確であります。明確であるかないかの判断は、税務当局にゆだねておるのであります。徴収猶予をすることができると書いてある。軽油引取税と遊興飲食税は取引の実態がかなり違つておられますので、こういうふうな差別をつけておるわけでありまして。

○横山委員 取引の実態が違ふのはどこだつて一緒であります。一緒であります。全文を通読してみますと、この軽油引取税の罰則はまことに過酷であると痛嘆せざるを得ない。こういうことまでやらなければならぬ。

○奥山政府委員 これは、実際問題としてどこまで納入能力があるかといふふうな問題にもかかつてくるわけでありまして、罰金といふのと税金といふのはその性質が違つておられますので、言いかえれば、できない義務を課しましても、実際問題として払えない場合には意味を持たないし、税は税として別に追徴するわけですから、罰金刑としての限度を脱税額に正確に合せまして押えるというやり方を、この税に限ります。そういう式の税についてはとつておるわけでありまして、もつぱら法務省の見解に従ひまして、こういう刑罰を定めていただいたわけでありまして、他の量刑との均衡からこういう規定の仕方をいたしておるわけでありまして。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。午後零時九分散会

○横山委員 この辺になると、あなたの答弁はだいたいおあやふやになつてくるようですね、しかし軽油税の罰則については、もっと常識を働かせてもらわなければ困ります。今まで官給領収書の問題で全国的に大騒ぎを演じて、あなたの方としても何とか措置しなければならぬとして、百二十二条の二という条文ができたと思つたのであります。今回軽油引取税をかりに創設いたしましたところで、まだ幾らでも私が今例示したような問題が出てくるわけでありまして、とにかくこういう重い罰則を設けなければならぬところに問題がある。なぜそういうふうにしなければならぬか。片方は一キロリットル当り六千円の税金を取り、片方は取らぬ。これはみすみすそこに犯罪を構成する要素を含ませるものであります。しかし、あまりこの委員会では具体的な内容に入つて御質問するのはいかがかと思つて、いざれ日を改めて、奥野さんとは地方行政委員会でも対面をいたすことにならうと思つたのであります。もう一ぺん思い直していただかなければならぬ。私が今まで数回にわたつて、税全体の立場並びに政府が公約をいたして参りました立場、あらゆる観点からいって、本軽油引取税は矛盾撞着もはなはだしいことを重ねて強調しておきます。幸いに二、三日前に地方行政委員会に提案せられたので、地方行政委員会でも具体的に討論をせられると思つたのであります。その討論をするに際しては、奥野さんも、一つ率直に今日までの質疑応答を顧みられて反省せられんことを要望して、私の本件に関する質疑を終ります。

昭和三十一年二月二十九日印刷

昭和三十一年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局